

議案第 37 号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり本泉地区ほ場整備工事に係る工事請負契約の締結についての議決（平成12年1月19日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉田 秀光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

- 4 契約金額中「60,795,000円」を「62,401,500円」に改める。
- 5 工事完成期限中「平成12年3月30日」を「平成12年7月10日」に改める。